

鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）及び鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）で定められた地域
- (2) 買い物福祉サービス 見守りを兼ねた移動販売として、要支援世帯に対し定期的に訪問するスタッフを配置することにより、福祉と買い物支援を同時に実施する取組
- (3) 小規模高齢化集落等 高齢化率が50%以上かつ世帯数が20戸未満の集落（小規模高齢化集落）、高齢化率が40%以上かつ世帯数が30戸未満の集落（小規模高齢化集落に準じる集落）。ただし、高齢化率が40%未満であっても、世帯数が極端に少ない等で将来的に集落の維持が危ぶまれると市長が認める集落を含む

(交付目的)

第3条 本補助金は、本市の中山間地域において、買い物支援に係る取組や、買い物福祉サービスの取組を支援することにより買い物困難地域における買い物環境の改善を図るとともに、住民が中山間地域で安心して暮らすための環境づくりを目的として交付する。

(対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、鳥取県買物環境確保推進交付金交付要綱（令和5年7月7日付第202300092596号鳥取県地域づくり推進部長通知）に基づき実施する別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第3欄に掲げる経費とする。

(本補助金の算定)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表の第4欄に掲げる率を乗じて得た額（1円未満の端数は、これを切り上げる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表の第5欄に掲げる額を上限とする。

(交付申請の時期等)

第8条 本補助金の交付申請は、原則として、対象事業を開始する日の20日前までに行わなければならない。ただし、交付申請前に事業着手した事業にあっては、市長が別に定める日までに行うこととする。なお、4月1日から補助対象とする場合は4月10日までとする。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額

(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第9条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定通知を受けるまでの日数に14日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第7条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

(実績報告の時期等)

第11条 規則第12条の規定による報告は、対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた年度(以下「交付決定年度」という。)の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、本補助金の全額が概算払により交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第16条ただし書の市長が定める期間(以下「処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(当該年数が5年に満たない財産にあっては5年とし、同令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間とする。)とする。

- 2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの。

(収益納付)

第13条 本補助金の交付を受けた者(以下「対象事業者」という。)は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分により、自ら収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、対象事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第14条 対象事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳その他関係書類を整備し、及び保管しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行し、平成28年4月1日から適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(鳥取市買い物福祉サービス支援事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 鳥取市買い物福祉サービス支援事業補助金交付要綱(平成28年7月6日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。

別表(第4条、第5条、第6条、第7条)

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
(1) 店舗閉店に伴うもの及び持続的な買物環境確保のために必要な事業	鳥取市に居住又は事務所を有する個人、団体（事業者、住民代表、NPO等）	買物環境確保計画に基づき実施する次の取組に要する経費 (1) 移動販売等の拡充経費のうち、燃料費、車検費用、修繕費用又は備品購入費 (2) 店舗整備・改修、設備の整備経費 (3) 移動販売に用いる車両の購入又はリースに係る経費	10分の10	本表第3欄(1)に掲げる経費 1台当たり2,000千円 本表第3欄(2)に掲げる経費 1店舗当たり30,000千円 本表第3欄(3)に掲げる経費 1台当たり3,000千円
(2) 買い物福祉サービス支援事業	鳥取市に居住又は事務所を有する個人、団体（事業者、住民代表、NPO等）であって、鳥取県中山間集落見守り活動支援事業実施要領（平成20年4月7日制定）に係る協定を締結し、かつ小規模高齢化集落等を含む地域において移動販売をする者	(1) 買い物福祉サービスの実施に係る経費（賃金、需用費、借料・損料、燃料費等）	10分の10	移動販売車1台当たり3,700千円
備考 (注1) 建物の整備・改修または設備の整備を行った場合は、当該財産の整備・改修目的である事業を最低5年間は継続するよう努めること。 (注2) 対象事業について、本補助金以外の鳥取市補助金等交付規則及び鳥取県補助金等交付規則に基づく補助金及び交付金の交付を受ける場合は、本補助金は交付しないものとする。また、国や他の公共団体等から補助金等の交付を受ける場合は、他の補助金等を加味した事業実施主体の実質負担額を補助対象経費とする。 (注3) 対象経費が工事請負費又は委託費の場合については、市内事業者が施工又は実施したものに限る。ただし止むを得ない理由により市内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。				

様式第 1 号（第 8 条関係、第 1 1 条関係）

年度鳥取市中山間地域・買い物支援事業計画及び収支予算書（実績報告書及び収支決算書）

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地・連絡先	
代表者氏名	
組織の設立年月日	
組織としての認定状況 (広域組織の場合のみ)	

2 事業の実施方針（実施結果）

--

※地域の課題や住民のニーズに対する対応状況等具体的に記載すること。

3 事業の概要

事業実施期間	年 月 ～ 年 月
事業実施地区	〇〇町〇〇地区
事業概要	
事業区分	事業概要

4 事業費内訳及び算出根拠

(単位：千円)

事業区分	科目	積算	事業費	財源内訳		
				県費	市町費	その他
	小計					
	小計					
合計						

※第 1 0 条に係る変更申請の場合、変更前を（ ）で記すこと。

5 他の補助金の活用の有無 (有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 消費税の取り扱い

※該当するいずれかに○をしてください。

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

7 収支予算（収支決算）

(1) 収入の部

(単位：千円)

負担区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	摘 要
1 県補助金		
2 市町費		
小 計		
3 その他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額 (又は本年度精算額)	摘 要
合 計		

8 事業完了予定年月日（完了年月日）

9 添付書類

(1) 事業計画申請時

ア 事業計画の詳細が把握できる事業費内訳書、図面、見積書、パンフレット（移動販売車運営費助成の場合、車検証の写しも添付）等

イ 事業実施主体の概要が把握できる資料（規約、構成員の所属、氏名、役割等）

(2) 事業実績報告時

ア 事業実績の詳細が把握できる事業費内訳書、巡回地図及び写真、領収書の写し、パンフレット（計画申請時と異なる場合）

イ 車両運行に係る日時、場所等を記載した帳簿の写し（移動販売車導入支援事業を除く）

ウ 買い物福祉サービス支援事業の場合は集落ごとの巡回対象者及び巡回実施者数（月別の実数及び延べ数）

様式第 2 号（第 11 条の 4 関係）

年 月 日

様

補助事業実施主体

年度鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金について、鳥取市中山間地域・買い物支援事業補助金交付要綱第 11 条第 4 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第 12 条の 2 の規定による補助金の額の確定額

（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の確定申告により確定した仕入れに係る消費税相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。